

有料道路の料金（障害者特別割引の適用範囲）を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年3月24日

静岡県道路公社理事長 矢野 弘典

1 対象道路

伊豆中央道、修善寺道路及び浜名湖新橋

2 変更事項

料金の一部を次のように改める。

注 (2) 障害者割引については、以下のとおりとする。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に定める会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、事前に自動車登録番号又は車両番号など必要事項の記載の手続がなされた自動車については、料金割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者が自ら自動車を運転する場合

(i) 身体障害者の範囲

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。）

(ii) 自動車の範囲

身体障害者が自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」に乗用と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」に貨物と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」に特種と記録されているものうち、「車体の形状」に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の「所有者の氏名又は名称」に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記録されている

もの。)のうち、手帳に必要事項の記載の手続を行ったもの。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」に法人名が記録されているもの、自動車検査証等の「自家用・事業用の別」に事業用と記録されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

(h) 自動車の範囲の例外措置

(p)に該当する自動車以外の自動車で本措置の適用を受けようとする場合は、手帳に必要事項の記載の手続を行った身体障害者が自ら運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車も、本措置の対象とする。ただし、営業用の自動車を除く。

ロ 重度の身体障害者又は重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合

(i) 重度の身体障害者の範囲

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者

(p) 重度の知的障害者の範囲

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者

(h) 自動車の範囲

(i)又は(p)に規定する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記録されているもの。）のうち、手帳に必要事項の記載の手続を行った

もの。ただし、営業用の自動車を除く。

(二)自動車の範囲の例外措置

(ハ)に該当する自動車以外の自動車で本措置の適用を受けようとする場合は、手帳に必要事項の記載の手続を行った重度障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する次のいずれかに合致する自動車についても本措置の対象とする。

- a 乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車。ただし、次のb及びc以外の営業用の自動車を除く。
- b 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業又は同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る乗用自動車。
- c 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る乗用自動車。

障害の区分		障害の程度				
視	覚	障害	1級から3級までの各級及び4級の1			
聴	覚	障害	2級及び3級			
肢 体	上	肢	不	自	由	1級、2級の1及び2級の2
	下	肢	不	自	由	1級、2級及び3級の1
	体	幹	不	自	由	1級から3級までの各級
不 自 由	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害		上肢機能障害		1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
			移動機能障害		1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
内 部 障 害	心臓機能障害				1級から4級までの各級	
	じん臓機能障害				1級から4級までの各級	
	呼吸器機能障害				1級から4級までの各級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害				1級から3級までの各級	
	小腸機能障害				1級から4級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害				1級から4級までの各級	
	肝臓機能障害				1級から4級までの各級	